

メディア取材支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 鹿児島県の観光振興を図るため、予算の定めるところにより、国内のマスメディア等が実施する本県の観光地における現地取材等に係る費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に準じるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 当該事業は、国内のマスメディア等が実施する鹿児島県内の観光地における現地取材等に係る費用を一部支援することにより、マスメディア等における本県の露出を高め、観光の情報発信強化を図ることで、一般消費者の本県に対する興味喚起や旅行意欲を刺激し、誘客を促進することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 取材をとおして本県の魅力的な観光資源を広く発信する企画を提案できる国内のメディア関係者で以下のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 取材に基づく雑誌への記事の掲載またはテレビでの放映等（以下「記事の掲載等」という。）により、鹿児島県外に向けた情報発信を行い、鹿児島県への観光誘客が期待されること。
- (2) 記事の掲載等が別途定める期日までに実施されること。
- (3) 暴力団関係企業等でないこと。

(交付対象経費及び上限額)

第4条 鹿児島県内における取材経費（交通費、宿泊費、その他取材にかかる経費）について、予算の範囲内で支援を行うこととし、対象経費は次に掲げるものとする。ただし、取材の対象物ではない食事等については対象経費として認めない。

《対象経費》

対象経費	具体例	補助率
交通費	航空券、新幹線代、高速道路料金、ガソリン代、駐車場料金 等	10/10
宿泊費	ホテル代 等	
その他経費	施設入場料、ガイド料、取材に係る食糧費 等	

2 交付額はかかった費用の実額とし、1申請あたり、紙媒体については200千円、映像媒体については500千円を上限額とする。

(交付申請)

第5条 交付を受けようとする者は、取材実施前に、交付申請書（別紙様式1）に関係書類を添えて、観光かごしま大キャンペーン推進協議会（以下、「協議会」という。）へ提出しなければならない。

関係書類については、以下のとおりとする。なお、様式は任意とする。

《関係書類》

- (i) 取材にかかる経費が分かる書類（見積書（積算内訳が分かるもの）等）
- (ii) 企画書（媒体名、テーマ、ページ数、掲載時期、発信・発行地域、取材時期、取材予定物件などを記載すること。）

(iii) その他参考資料

(交付決定)

第6条 協議会は、前条による申請があった場合は内容を審査し、交付の可否の決定を行い、交付を決定した場合には交付決定通知書（別紙様式2）により申請者あて通知する。

(事業内容の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

(1) 事業に要する経費について、20%を超える増減が生じ、かつ、交付決定額に変更が生じる場合

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は変更交付申請書（別紙様式3）によるものとする。

(変更決定)

第8条 協議会は、申請者から変更交付申請書が提出されたときは、変更内容について審査し、変更内容が妥当であると認められる場合には、変更交付決定通知書（別紙様式4）により、申請者あて通知する。

(申請の取り下げ)

第9条 申請の取り下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、取材実施後、記事の掲載等が完了次第、実績報告書（別紙様式5）に必要事項を記入し、関係書類を添え、協議会に提出しなければならない。

関係書類については、以下のとおりとする。なお、様式は任意とする。

(i) 取材に要した経費にかかる領収書等

(ii) 当該事業における成果物

・【紙媒体の場合】

当該事業により取材した内容を掲載した雑誌等

・【映像媒体の場合】

DVDの提出又はデータ送信による提出とする

2 第1項の実績報告書の提出期限は、記事掲載等完了後14日以内とする。

(補助金の額の確定)

第11条 協議会は、実績報告書等の内容を審査し、適正と認めた場合には補助金の額を確定し、交付確定通知書（別紙様式6）により交付決定者あて通知する。

(補助金の請求及び支払い)

第12条 交付決定者は、協議会から確定通知のあったあと、請求書（別紙様式7）を送付し、支払いを受けるものとする。

(交付決定の取消)

第11条 協議会は交付決定者が以下のいずれかに該当することが判明した場合、交付額の減額、交付決定の取消し、又は既に支払い済みの場合には交付額の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 交付決定者がこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 企画書等の提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 協議会が求める書類等の提出がされないとき

(雑則)

第12条 本書に定めのない事項については、協議会と協議の上、決定することとする。

附則

この要綱は、令和2年6月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年9月30日から施行する。

別紙様式 1

令和 年 月 日

観光かごしま大キャンペーン推進協議会
会長 三反園 訓 様

団体名
住所
代表者 印

メディア取材支援事業補助金交付申請書

標記のことについて、下記のとおり取材等を予定しておりますので、メディア取材支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 内訳

補助対象経費	数量(単位)	単価(円)	計(円)	備考
計				

3 関係書類
別添のとおり

申請担当者

部署 _____
氏名 _____
電話 _____
FAX _____
e-mail _____

第 号
令和 年 月 日

様

観光かごしま大キャンペーン推進協議会
会長 三反園 訓

メディア取材支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で交付申請のあったことについて、下記のとおり交付を決定しました。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

メディア取材支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、申請内容を適正に実行すること。

観光かごしま大キャンペーン推進協議会
 会長 三反園 訓 様

団体名
 住 所
 代表者

印

メディア取材支援事業補助金変更交付申請書

標記のことについて、令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった内容を下記のとおり変更したいので、メディア取材支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、変更交付申請を行います。

記

1 変更交付申請額 金 円 (当初交付決定額 金 円)

2 変更内容

補助対象経費	数量(単位)	単価 (円)	計 (円)	備考
	()	()	()	
	()	()	()	
合計 :			()	
補助金交付申請額:			()	

※ () 内には、当初申請時の金額等を記入してください。
 当初申請時にない項目を申請する場合は、備考欄に「新規」と記入してください。

3 変更の理由

4 関係書類
 別添のとおり

申請担当者
 部 署 _____
 氏 名 _____
 電話・FAX _____
 e-mail _____

第 号
令和 年 月 日

様

観光かごしま大キャンペーン推進協議会
会長 三反園 訓

メディア取材支援事業補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で補助金変更交付申請のあったことについて、下記のとおり変更交付決定しました。

記

1 変更交付決定額 金 円

2 交付の条件

メディア取材支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、申請内容を適正に実行すること。

令和 年 月 日

観光かごしま大キャンペーン推進協議会
会長 三反園 訓 様

団体名
住所
代表者 印

メディア取材支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあったことについて、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象経費内訳

補助対象経費	数量(単位)	単価(円)	計(円)	備考
合 計:				
交 付 決 定 額:				

2 添付書類
別添のとおり

担当者
部署 _____
氏名 _____
電話 _____
FAX _____
e-mail _____

別紙様式 6

第 号
令和 年 月 日

様

観光かごしま大キャンペーン推進協議会
会長 三反園 訓

メディア取材支援事業補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付け第 号で実績報告のあったことについては、下記のとおり補助金を確定しました。

記

交付確定額 金 円

観光かごしま大キャンペーン推進協議会
会長 三反園 訓 様

住所
名称
代表者

印

請 求 書

 一 金 円 也

但し、メディア取材支援事業補助金として上記金額を請求します。
なお、補助金の振込は下記口座にお願いします。

記

振込先	銀行	支店
預金種目	1. 普通	2. 当座
口座番号	No.	
口座名義	(フリガナ)	

※口座名義のフリガナは正確にご記入ください。

申請担当者

部 署 _____

氏 名 _____

電 話 _____

F A X _____

E-mail _____